知多市告示第40号

知多市もの創り支援事業補助金交付要綱(令和4年知多市告示第54号)の一部 を別紙のとおり改正する。

令和7年3日28日

知多市長 宮 島 壽 男

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(下線部分は改正箇所)

改正後		改正前		
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)		
補助事業の内容	補助金の額	補助事業の内容	補助金の額	
新商品開発等支援補助金	新商品開発等支援補助金	Aタイプ、Bタイプ及びC	<u>Aタイプ</u>	
		<u>タイプ</u>		
新商品を開発し、事業化及び販路開	1事業当たりの補助額は、 <u>1,50</u>		1事業当たりの補助額は、1,00	
<u>拓を実施する</u> 事業	0万円以内とする。ただし、補助対象	 特徴のある新商品開発を行うことで地	0万円以内とする。ただし、補助対象	
	経費の <u>2分の1</u> を超えてはならない。		経費の <u>3分の2</u> を <u>越</u> えてはならない。	
	(削る)		<u>Bタイプ</u>	
			1事業当たりの補助額は、500万	
			円以内とする。ただし、補助対象経費	
			の3分の2を越えてはならない。	
	(削る)		<u>Cタイプ</u>	
			1事業当たりの補助額は、100	
			万円以内とする。ただし、補助対	
			象経費の3分の2を越えてはなら	

改正後		改正前		
			<u>ない。</u>	
<u> 販路開拓支援補助金</u>	<u>販路開拓支援補助金</u>	<u>Dタイプ</u>	<u>Dタイプ</u>	
これまでに新商品開発に取り組み、	1事業当たりの補助額は、 <u>300</u> 万	これまでに新商品開発に取り組み、	1事業当たりの補助額は、 <u>200</u> 万	
試作品が完成したものの商品化に至っ	円以内とする。ただし、補助対象経費	試作品が完成したものの商品化に至っ	円以内とする。ただし、補助対象経費	
ていないものについて、商品化に向け	の <u>2分の1</u> を <u>超</u> えてはならない。	ていないものについて、商品化に向け	の <u>3分の2</u> を <u>越</u> えてはならない。	
た市場調査、販路開拓等を実施する事		た事業化、市場調査、販路開拓等を実		
業		施する事業		

改正後		改正前			
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)			
経費名	経費名 補助対象経費		経費名	補助対象経費	
(略)			(略)		
6 委託費	6 委託費 第1号から第3号まで (略)		委託費	第1号から第3号まで (略)	
	販路開拓支援補助金は上記に加え、			<u>Dタイプ</u> は上記に加え、	
	第4号から第5号まで (略)			第4号から第5号まで (略)	
	(備考) <u>新商品開発等支援補助金</u> については、委託費が補助対			(備考) <u>A~Cタイプ</u> については、委託費が補助対象事業に占	
	象事業に占める割合が高い事業は認めない。			める割合が高い事業は認めない。	
	<u>販路開拓支援補助金</u> については、補助対象事業に占める委託費			<u>Dタイプ</u> については、補助対象事業に占める委託費の割合に制	
	の割合に制限はない。			限はない。	
(略)		(略)			

改正後	改正前
第1号様式 (第5条関係)	第1号様式 (第5条関係)
補助事業の内容	補助事業の内容 タイプ
第2号様式(第6条関係)	第2号様式(第6条関係)
補助事業の内容	補助事業の内容 タイプ
第4号様式(第8条関係)	第4号様式(第8条関係)
補助事業の内容	<u>補助金の内容</u> <u>タイプ</u>
第5号様式(第9条関係)	第5号様式(第9条関係)
補助事業の内容	補助事業の内容 タイプ
第6号様式(第10条関係)	第6号様式(第10条関係)
補助事業の内容	補助事業の内容 タイプ

改正後	改正前
第7号様式(第11条関係)	第7号様式(第11条関係)
補助事業の内容	補助事業の内容
第8号様式(第12条関係) 補助事業の内容	第8号様式 (第12条関係) 補助事業の内容 タイプ
第9号様式(第13条関係)	第9号様式(第13条関係)
補助事業の内容	補助事業の内容 タイプ